

夏が終わり過ごしやすくなったのもつかの間、近年はすぐに冬の気配を感じ秋が短く感じられます。今年も残すところ2か月となりました。そろそろ年末調整の時期となります。公私ともに年末の準備を早めに初めて、のんびりした年末年始を過ごしたいですね。

年末調整の準備と今年の変更点

毎年10月末頃に税務署から事業者へ届く「年末調整のしかた」「源泉徴収税額表」等の冊子が今年から見直され、改正事項等のリーフレットが送付されております。改正が多かった令和2年に比べると書式の変更等はすくないですが、今年は改めて年末調整の基本をお知らせしたいと思います。

◆年末調整の対象となる方

- ①12月末日まで勤務している人(12月中に支給期到来する給与の支払いを受けた後に退職した人を含)
- ②年の途中で退職した人のうち、死亡による退職、心身の不調等の為に再就職ができないと見込まれる人
- ③給与の収入が2000万円以下の人

◆**従業員さんに配布し、記入頂く資料**：上部の氏名・住所・生年月日等はもれなく記入、転居がある場合は赤字で訂正

Ⓕ：**扶養控除申告書** ⇒扶養されるご家族がいる場合はそれぞれの年齢の当てはまる欄にご記入ください。扶養から外れた方がいる場合は訂正が必要で、年の途中で死亡されたご家族がいる場合は、その日付を記入ください。令和4年中は扶養となります。

Ⓖ・Ⓕ・Ⓖ：**基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書**

⇒本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。

Ⓖ：**保険料控除申告書**

⇒生命保険料等の控除証明書を元にご記入ください。下記資料の添付をお願いします。

◆従業員さんにご用意頂く資料

Ⓖ：「保険料控除申告書」に添付	その他ご用意頂く書類
<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険料・介護保険料控除証明書 ●地震保険料控除証明書 ●国民年金支払証明書 ●国民健康保険料通知書（又は領収証） ●小規模企業共済等掛金払込証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅借入金等特別控除申告書（初年度は確定申告が必要）・銀行借入金残高証明書 ●前職の給与がある場合は前職の「源泉徴収票」 <p>※2か所給与の場合は確定申告が必要</p>

<改正項目> 扶養控除申告書：令和5年分より

◆**国外居住親族に係る扶養控除の改定**：【令和5年分】より、非居住者である扶養の範囲が変更になりました。

※非居住者とは日本国内に、住所も、1年以上の居所も持たない人を指します。

海外居住の親族を控除対象扶養親族とする場合にはそれぞれの場合に応じて、次の書類が必要です。

《令和5年1月から》



白抜き部分が令和5年から扶養の対象外となります

	給与等の受給者		公的年金等の受給者
	扶養控除等申告書等 ^(注) の提出時に必要な確認書類	年末調整時に必要な確認書類	扶養親族等申告書の提出時に必要な確認書類
16歳以上30歳未満 又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」	「親族関係書類」
①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
30歳以上 70歳未満	②障害者 「親族関係書類」	「送金関係書類」	「親族関係書類」
③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」	「親族関係書類」
(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)		

電子記録債権と印紙税

経産省が今年2月に公表した「取引適正化に向けた5つの取り組み」の中で、令和8年までに紙の約束手形を廃止することが検討されています。手形等に代わる電子的決済手段として普及している「電子記録債権（電債）」がこれに代わる事となります。

電子記録債権とは、電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子記録することにより発生・譲渡等が行われる金銭債権を言います。

紙の手形の様に、交付・保管費用が掛からず、紛失等のリスクもない。分割譲渡も可能です。電子記録債権は印紙税が課税対象ではない（※）というメリットもあります。

コストもかからずメリットばかりの様に感じますがデメリットはないのでしょうか。

デメリットとして以下の項目があげられます。

- ・手形から電債への業務の流れを変更する手間が発生する
- ・取引先も加入していないと利用できない
- ・システムトラブルなどを受けて、電子データの送受信等に影響が生じるリスクが皆無ではない。
- ・完全なノーコストではなく、電子記録債権を利用するためには、金融機関ごとに指定された手数料が必要 ……等

電子記録債権のメリット・デメリット踏まえて、自社の運用にマッチするか検討して導入しましょう。

※印紙税法に規定する「有価証券」とは、財産的価値のある権利を表彰する「証券」であって、その権利の移転、行使が「証券」をもってなされることを要するものとされており、例えば、手形、小切手、郵便為替等がこれに該当します。

電子記録債権は、有価証券（財産的価値のある権利を表彰する証券）には該当しないことから、印紙税の課税対象には該当しません。

ただし、売上代金を電子記録債権で受領する場合であっても、「上記金額を電子記録債権で受領しました。」など、受取書に電子記録債権を受領した旨の記載がないときは、その文書は第17号の文書（売上代金に係る有価証券の受取書）に該当することとなりますのでご注意ください。

〈 ふるさと納税 控除できていますか 〉

2021年のふるさと納税を利用した寄付はコロナ禍での巣ごもり需要もあり過去最高の8302億円だったそうです。年末が近づくと駆け込み寄付が増えるようですが、そのふるさと納税、きちんと控除できていますか？

ふるさと納税の寄付には、「確定申告」にて寄付金控除を受ける方法と「ワンストップ特例」による方法があり、ワンストップ特例は1月10日までに自治体にマイナンバーカードの写し等を送る必要があります。

年末年始何かと忙しい為、ワンストップ特例を予定している方は今のうちに準備しておきましょう。もし期限を過ぎた場合には確定申告を忘れずに行ってください。なお、ふるさと納税の寄付金控除を確定申告にて行う場合、昨年よりふるさと納税サイト(さとふる、楽天ふるさと納税等)から電子でデータを受取り、E-TAXサイトで添付して確定申告を行う方法もある為、個人で確定申告を行う場合は活用してみてください。

(弊所への依頼の場合、昨年対応できたシステムはさとふるのみでした。今年度対応サイトが増えた場合はご連絡いたします)



今年の確定申告はPAYPAY等のキャッシュレス決済アプリを使って納付することも可能になります(納付可能な金額は30万円以下)。



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。